

桜井市告示第 249 号

桜井市修景支援事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和 5 年 8 月 30 日

桜井市長 松 井 正 剛

桜井市修景支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 市長は、桜井市景観計画における景観ガイドラインの対象区域内（以下「対象区域内」という。）において、地域の特性を活かした街なみ形成を推進するため、室外機及び自動販売機の外観を修景する者に対し、予算の範囲内において桜井市修景支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、桜井市補助金交付規則（昭和 46 年 8 月桜井市規則第 24 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 修景施設 対象区域内にある室外機及び自動販売機をいう。
- (2) 修景 修景施設を桜井市景観計画における景観ガイドラインに定める遵守ルール又は推奨ルールを満たすよう移設、囲い、塗装等をする行為をいう。

(補助対象者)

第 3 条 補助金の対象となる者は、対象区域内において、修景施設の修景に係る事業（以下「補助対象事業」という。）を実施する者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者については、補助金の対象者としてしない。

- (1) 市税等に滞納がある者
- (2) 規則第 5 条第 2 項各号のいずれかに該当する者
- (3) すでにこの要綱に基づく補助金の交付を受けた修景施設に対し補助対象事業を実施しようとする者

(補助対象経費等)

第 4 条 補助金の交付対象経費、補助率及び上限額は、別表のとおりとする。

2 補助金の額に 1,000 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、規則第1号様式の補助金交付申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 規則第2号様式の事業実施計画書
- (2) 規則第3号様式の収支予算書
- (3) 付近見取図
- (4) 修景に要する工事費見積書
- (5) 市税等納付状況及び暴力団員等該当状況の確認承諾書（別記様式）
- (6) 現況写真（2方向以上から撮影したカラー写真）
- (7) その他市長が必要と認める書類

2 申請者は、前項の補助金交付申請書を提出する場合は、補助金を充当する支出科目を明確にしなければならない。

（補助金交付の決定）

第6条 市長は、前条の申請を受理したときは、その内容を審査し、当該申請が適当であると認めたときは、その旨を規則第4号様式の補助指令書により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の内容審査を行う場合において、必要に応じ、まちづくり協議会からの意見を求めることができる。

3 市長は、補助金の交付を決定する場合において、補助金の交付目的を達成するために必要があると認めるときは、条件を付し、又は指示をすることができる。この場合において、当該補助対象事業における消費税及び地方消費税相当額（以下「消費税等相当額」という。）が仕入れに係る税額控除の対象となる補助対象事業主体に対する補助金の交付決定には、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 実績報告を行うに当たり当該補助対象事業の仕入れに係る消費税等相当額が明らかな場合には、これを補助金の額から減額して報告すること。
- (2) 実績報告後に、消費税等相当額の申告により当該補助対象事業の仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（実績報告において、前号により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の額）を速やかに市長に報告し、当該金額を返還すること。

（実施）

第7条 前条の規定により補助金交付の決定を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付決定後に補助対象事業に着手するものとし、条件が付された場合は、これを遵守しなければならない。

（内容の変更）

第8条 補助事業者が、やむを得ない理由により補助対象事業の内容を変更しようとするときは、軽微なものである場合を除き、規則第5号様式の事業内容変更承認申請書を市長に提出し、承認を受けなければならない。

(補助金交付の変更決定)

第9条 市長は、補助対象事業の変更を承認した場合において、補助金の額を変更する必要があると認めるときは、補助金交付決定の変更を行うものとする。

(中止又は廃止)

第10条 補助事業者が、補助対象事業を中止又は廃止しようとするときは、規則第6号様式の事業中止(廃止)承認申請書を、速やかに市長に提出しなければならない。

(指示及び調査)

第11条 市長は、補助事業者に対し、必要な指示をし、又は書類、帳簿等の検査を行うことができる。

(完了報告)

第12条 補助事業者は、補助事業完了後速やかに、規則第8号様式の事業完了報告書に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 規則第9号様式の事業実績調書
- (2) 規則第10号様式の補助金精算調書
- (3) 規則第3号様式の収支決算書
- (4) 修景に要した経費がわかる書類(領収証、工事請負契約書の写し等)
- (5) 完了写真(2方向以上から撮影したカラー写真)
- (6) その他市長が必要と認める書類

2 補助事業者は、前項の事業完了報告書を提出する場合は、補助金を充当する支出科目を明確にしなければならない。

(補助金額の確定)

第13条 市長は、前条の事業完了報告書を受領したときは、その内容を精査し、必要に応じて実地調査等を行い、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、その旨を規則第11号様式の補助金確定通知書により補助事業者に通知するものとする。

(請求及び交付)

第14条 前条の規定による確定通知を受けた補助事業者は、規則第7号様式の補助金交付請求書を、市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定により請求を受けた場合には、当該補助事業者に対し、補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し等)

第15条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 補助金の交付決定内容又は付した条件に違反したとき。
- (3) 修景施設の良好な保守、保全等に努めていないと判断したとき。
- (4) その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

2 市長は、前項の規定により取消しを受けた補助事業者に損害が生じた場合であっても、その損害の賠償の責めを負わないものとする。

(補助金の返還)

第16条 市長は、前条の規定に基づき補助金の交付決定を取り消した場合において、補助金がすでに交付されているときは、規則第12号様式の補助金返還命令書により、当該補助事業者に補助金の返還を命ずることができる。

(公表)

第17条 市長は、審査過程の公平性及び透明性を高めるため、又は各種報告、広報活動等のため、補助対象事業に係る写真、名称、所在地、概要等を公表できるものとする。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

別表（第4条関係）

交付対象経費	補助率	上限額
1 修景施設が前面道路から容易に見ることができない場所への移設に要する材料費及び施工費	10分の10以内	室外機：5万円 自動販売機：10万円 （交付対象経費に補助率を乗じて得た額が上限額を超える場合は、上限額を補助対象経費とする。）
2 修景施設の塗装に要する材料費及び施工費		
3 修景施設を覆う木製又は金属製の目隠しの設置に要する材料費及び施工費		
4 修景施設を塗装し、かつ、修景施設を覆う木製又は金属製の目隠しの設置に要する材料費及び施工費		

別記様式（第5条関係）

市税等納付状況及び暴力団員等該当状況の確認承諾書

私は、桜井市修景支援事業補助金の申請についての審査に伴い、桜井市修景支援事業補助金交付要綱第3条に規定する市税等納付状況及び暴力団員等該当状況を確認することを承諾します。

年 月 日

(宛先) 桜井市長

住所（所在地）

(団 体 名)

(代 表 者) 氏名

生 年 月 日